



2019

広報 こざがわ

8



うなぎ石漁
仕掛けが完成だ！

(うなぎ石漁体験)

各種手当、補助制度等のご案内

町では、住民負担軽減のため、各種手当や補助を行っています。ぜひ、ご利用ください。

いずれも所得要件等、詳細な規定があります。また、今回掲載している内容は一部のため、他にもご利用いただける制度があります。お気軽に役場（担当課）にご相談ください。

ハチ



スズメバチ駆除費補助金

スズメバチによる危害を防止し、町民生活の安全を守り、より良い環境づくりに寄与します。

〈対象者〉

町内に存する土地、建物及び工作物等に営巣したスズメバチの駆除を業者等に依頼する方

（補助金額）駆除作業費の2分の1（限度額1万円）

【住民生活課 住民班】

浄化槽



合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽を設置する方に対し補助します。

〈対象者〉

町内全域において、処理対象人員が50人以下の、専ら自らの住居として利用する建物に合併浄化槽を設置しようとするとする方

※人槽により補助金額が異なります。

【住民生活課 住民班】

コンポスト等



生ごみ処理容器、電気式生ごみ処理機及び紙おむつ保管容器購入費補助金

生ごみの減量化又は堆肥としての資源化を目的に、生ごみ処理容器、電気式生ごみ処理機、紙おむつ保管

容器を購入される方に対し補助します。（詳しくは7ページをご覧ください）

【住民生活課 住民班】

防犯灯



防犯灯補助事業

既設の単独処理浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する方に対し、当該単独処理浄化槽の撤去に係る経費について補助します。

（補助金額）単独処理浄化槽の撤去に要する経費と9万円とを比較して少ない方の額

【総務課 総務行政班】

医療



入院時室料市区町村間差額補助金

町民が入院した際に支払う室料が、医療機関所在市区町村民が支払う室料より多い場合、その差額を補助します。

〈対象者〉

入院期間の初日を基準日とした前年の所得にかかる住民税が課税されていない世帯及び住民税の均等割額のみが課せられている世帯に属する方

〈上限額〉

1日当たり2千円
1年当たり18万円

【住民生活課 住民班】



高齢者



要介護者等短期入所事業

介護保険による短期入所介護サービスを、区分支給限度基準額内では対応できないサービス利用分について給付をします。

〈対象者〉 要介護認定者

〈年間利用日数〉 30日を上限

【健康福祉課 福祉班】

食の自立支援事業 (配食サービス)

定期的に居宅を訪問し栄養バランスのとれた食事の提供、安否確認等を行います。

〈対象者〉

概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯

家族介護慰労手当

在宅において重度要介護高齢者等を介護している方に対し手当を給付します。

〈手当の額〉

1食当たり500円

【健康福祉課 福祉班】

高齢者緊急通報システム運営事業

急病や事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報システムの装置を無料で貸し出します。

〈対象者〉

65歳以上で身体病弱な独居高齢者、重度身体障がい者で一人暮ら

しの方
【健康福祉課 福祉班】

外出支援サービス

加齢・障がい等により外出に不自由のある方に対し、居宅等から医療機関や、介護予防等支援事業を提供する施設に移送をします。

〈利用回数〉 月2回以内

〈利用者負担額〉 無料

【健康福祉課 福祉班】

福祉車両貸与事業

要介護高齢者及び身体障がい者の家族等が当該要介護者等を外出させる場合に、車いす用の福祉車両を無料で貸し出します。

〈貸与期間〉 3日以内

【健康福祉課 福祉班】

時失禁状態の要介護高齢者を介護する家族に、紙おむつ等の介護用品の現物給付をします。(年間3万円分が上限)

【健康福祉課 福祉班】

高齢者運転経歴証明書交付手数料 補助

65歳以上の方が運転免許証を主返納し運転経歴証明書の交付を受けた場合に、その手数料を全額補助します。

【総務課 総務行政班】

〈補助金額〉
町県民税非課税世帯1人につき月額3千円

【健康福祉課 健康班】

住環境整備事業

身体障がい者もしくは高齢者が居住する居宅周辺の道路等の整備または居宅の住宅改修にかかった費用の半額を補助します。

〈上限額〉 道路の整備等は50万円費用の半額を補助します。
居宅の住宅改修は10万円

【健康福祉課 福祉班】

障がい者福祉



障がい者(児)福祉年金

町内にお住まいの心身に障がいのある方に対し給付します。

〈年金の額〉

町県民税非課税世帯1人につき月額3千円

【健康福祉課 福祉班】

木造住宅等推進事業補助金
町内で木造住宅の建築、倉庫や車庫等の建築を町内の製材所で木材加工された材(町産材)を用いて行う場合、一部を補助します。



住 宅

移住定住者新築住宅等補助金

古座川町へ移住定住する目的で住宅を建築もしくは中古住宅を購入する方に対し、補助対象経費に消費税を乗じた額を補助します。

【地域振興課 農林水産班】

3 | 広報こざがわ8月号

子育て

チャイルドシート購入費助成

6歳未満の子ども1人に対しても、チャイルドシート購入時に購入費用の一部を助成します。
(上限は1万円で実費補助です)



【住民生活課 住民班】

ベビーベッド貸出事業

生後1年未満の乳児に対して、古座川産材で作成したベビーベッドを無料で貸し出します。

【住民生活課 住民班】

在宅育児支援事業給付金

多子世帯の0歳児を対象に在宅育児支援を行います。

〈支給額〉乳児1人当たり月額3万円（最大10ヶ月で30万円）

【教育課 子ども輝き班】

奨学金貸与制度

経済的理由により進学が困難な方に対し学費の一部を貸与します。

【教育課 教育班】

就学援助制度

経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品や

修学旅行費等の援助を行います。

【教育課 教育班】

給食費無償

町内保育所・小・中学校の保護者負担分の給食費を全額負担します。

【教育課 教育班】

子育て支援出産祝い金制度

出産に対して祝い金を給付します。

【教育課 子ども輝き班】

山村振興対策



鳥獣被害防止柵設置事業

(電気柵、ワイヤーメッシュ等の設置)

農作物の鳥獣被害を防止するための、電気柵等の防護柵設置に要する費用（材料費のみ）を補助します。

【地域振興課 農林水産班】



かんがい排水施設整備事業

農業用水の確保や用排水施設の整備改修等に要する費用を補助します。

【地域振興課 農林水産班】

飲料水供給施設整備事業

生活用水の確保を図るため、飲料水供給施設の整備に要する費用を補助します。

【地域振興課 農林水産班】

飲料水供給施設等の清掃及び点検

水道業者へ委託した取水・貯水装置、導水管等の清掃及び点検に要する費用を補助します。

【地域振興課 農林水産班】

区内有線放送施設整備事業

区内有線放送施設のマイクアンプ、放送線、スピーカー等の設置・修繕等に要する費用を補助します。

【地域振興課 農林水産班】

農業

農地流動化奨励金制度

農業経営基盤強化促進法に基づく契約をした者の中で、左記の者に対する奨励金を交付します。

【地域振興課 農林水産班】



耕作作物	交付対象者	交付金額
一般作物 (水稻、野菜等、1年制のもの)	農地を借り受け、耕作した者	10,000円／反(10a) 耕作した農地面積に対して、契約期間中毎年度交付
永年制作物 (柚子、シキミ、梅、果樹等)	農地を貸し出した者	30,000円／反(10a) 新植のものに対して 1年目のみ交付

お知らせと情報

自衛官募集について

受検種目	一般曹候補生	航空学生 (パイロット候補)	自衛官候補生
応募資格	18歳以上 33歳未満の男女	18歳以上23歳未満の高卒 以上(見込み及び高認を含む) の男女	18歳以上 33歳未満の男女
受付	9月6日(金)まで		随時
試験日	一次 9月20日 ～22日 二次 10月11日 ～16日 いずれか1日	一次 9月16日 二次 10月中旬 三次 11月中旬～ 12月中旬	9月27日 9月28日
採用時期 (予定)	令和2年4月頃		

【総務課
総務行政班】

自衛官等を左記のとおり募集しています。
一般曹候補生と自衛官候補生など、複数種目の併願も可能です。申し込みを希望される方は自衛隊新宮地域事務所(0735-21-3449)へお問い合わせください。

浄化槽を設置している皆様へ

3. 許可を受けた業者に依頼して年1回清掃を行いましょう

浄化槽の中には汚泥等が徐々にたまり、そのまま放置すると放流水とともに流れ出してしまうだけでなく、浄化槽の機能不良の原因にもなります。

1. 法定検査を受けましょう
日常の維持管理(保守点検や清掃等)に加えて、和歌山県水質保全センターが行う次の法定検査を受けることが、法律で義務付けられています。

○設置後の水質に関する検査(浄化槽法第7条)

新たに設置した浄化槽、構造や規模を変更した浄化槽について、使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に浄化槽の設置工事等が適正に行われているかどうかを判定する検査です。

○定期検査(浄化槽法第11条)

毎年1回、保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかどうかを確認する検査です。

4. 浄化槽管理講習会について

浄化槽の維持管理について、浄化槽管理講習会を次のとおり予定しています。是非ご参加ください。

〈日時〉

令和元年10月4日(金) 19時から

〈場所〉

古座川町役場 第3会議室

詳しくは、和歌山県水質保全センター(073-4332-6433)または役場住民生活課までお問い合わせください。

【住民生活課 住民班】

2. 定期的に保守点検を実施しましょう

浄化槽を正しく機能させ、常に良好な状態に保つておくため、浄化槽管理者(設置者)は、定期的に保守点検する義務があります。保守点検は、県知事の登録を受けた業者に委託しましょう。





Information

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当とは、20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がいをもつ児童もしくは長期にわたる安静を必要とする症状がある児童を監護している保護者に対し、児童福祉の増進を図ることを目的として、一定額の手当を支給する制度です。

ただし、児童が、障がいを事由とする公的年金を受け取ることができるときや、児童福祉施設など（通園施設や保育所は除く）に入所しているとき、一定額以上の所得のある世帯に対しては、手当を受けることができません。

〈支給金額（児童1人につき）〉

児童の人数と障がいの等級に応じて支給します。所得による支給制限もあります。

1級 月額	52,200円
2級 月額	34,770円

※手当の額は、毎年4月に消費者物価指数の変動率に応じて改定します。

〈問い合わせ先〉

役場 健康福祉課

電話・0735-67-7112

【健康福祉課 福祉班】

農業用ため池の届出制度について

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。

このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による被害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。

この法律により、農業用ため池の所有者や管理者の方は、ため池に関する情報を県に届け出ることが必要となりました。

〈よくある質問〉

【問】届出が必要となるため池とは？

【答】農業用に利用される全てのため池です。

現在利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合は、届出が必要です。

ただし、国や地方公共団体、地方自治法に基づく財産区が所有するため池は届出の対象外です。

【問】届出の期限は？

【答】法律の施行日以後、農業用ため池を設置や廃止する時、又は届出情報に変更があつ

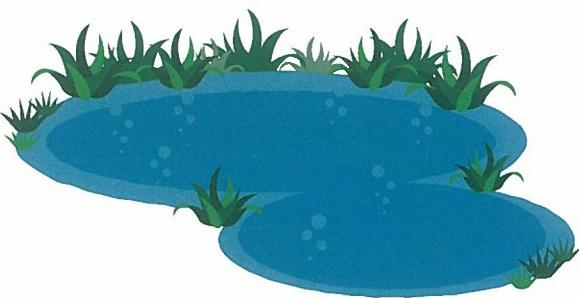
た場合、遅滞なく届出する必要があります。法律の施行日前に設置されたため池については、施行日から6ヶ月以内に届出をする必要があります。

【問】届出をすべき人は？

【答】農業用ため池の所有者です。法律の施行日（令和元年7月1日）前に設置された施設については、所有者又は管理者のいずれかです。

詳しいことは役場地域振興課までお問い合わせください。

【地域振興課 農林水産班】



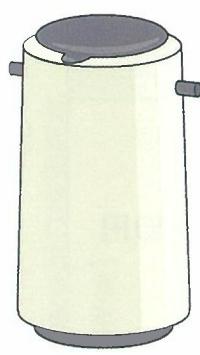
お知らせと情報

古座川町生ごみ処理容器、電気式生ごみ処理機及び紙おむつ保管容器購入費補助金について

生ごみの減量化又は堆肥としての資源化を目的に、生ごみ処理容器又は電気式生ごみ処理機を購入される町民に補助金を交付していますが、新たに補助対象として、紙おむつ保管容器が加わりました。これは、おむつペールやおむつポスト等と呼ばれ、汚物を取り除いた使用済みの紙おむつを、密閉保管し、臭気等を防止する容器です。補助金交付申請書に領収書又は領収書の写し及び保証書の写しを添えてご提出ください。各種類の補助金の額は以下の表のとおりです。

消費税、配達料は補助対象外です。EM容器については、1世帯につき2個まで、コンポスト、電気式生ごみ処理機及び紙おむつ保管容器については、1世帯につき1個までの補助となります。交付決定通知日から、EM容器、コンポスト及び紙おむつ保管容器は3年間、電気式生ごみ処理機は5年間申請することができます。

詳しくはお問い合わせください。



おむつペール

種類	補助金の金額
EM容器	1個当たりの購入価格の2分の1 補助金の限度額…3,000円
コンポスト	1個当たりの購入価格の2分の1 補助金の限度額…3,000円
電気式生ごみ処理機	1台当たりの購入価格の2分の1 補助金の限度額…20,000円
紙おむつ保管容器	1個あたりの購入価格の2分の1 補助金の限度額…5,000円

近年における悪質商法の巧妙化や製品事故の発生など、消費生活に対する不安が高まっていることを受け、新宮市と東牟婁郡の町村（那智勝浦町・太地町・古座川町・串本町・北山村）が連携し、相談窓口を開設しています。

トラブルに巻き込まれたときや、被害にあっていると感じたときは、次の窓口または役場地域振興課までご相談ください。

〈名称〉

新宮・東牟婁地域消費生活相談窓口

（新宮市役所3階 商工観光課内）

〈時間〉

午前9時～午後4時

（土日祝日・年末年始を除く）

〈電話番号〉

①局番なし188（イヤヤ）
②0735-29-7176

（新宮・東牟婁相談窓口）

消費生活相談窓口について

【住民生活課 住民班】



【地域振興課 産業観光班】



Information

特定健診・各種がん検診の個別検診について

医療機関での個別検診を実施します。

希望される方は健康福祉課（677-711

2）までご連絡ください。

1. 対象者

（集団健診未受診で次の年齢の方）

（特定健診）

令和2年3月31日時点で40～75歳になる、国民健康保険に加入されている方

※現在39歳の方でも、令和2年3月31日までに40歳になる方は受診可能です。令和2年3月31日までに75歳になる方は、74歳の間が受診可能期間となります。

（子宮がん検診）

令和2年3月31日時点で40歳以上の方

（肺がん・大腸がん・乳がん検診）

2. 検診可能期間

令和元年7月1日～令和元年12月27日

3. 自己負担額

左記の表のとおりです。（受診時に医療機関にお支払いください）

	特定健診	肺がん検診	大腸がん検診	子宮がん検診	乳がん検診
自己負担額	1,000円	200円 ※喀痰検査も実施する場合は500円	500円	1,200円	1,100円

【健康福祉課 健康班】



【住民生活課 税務班】

*納期限を過ぎると、督促手数料や滞納金が加算されます。

町税等の納期限		
税目	期別	納期限
固定資産税	第3期	令和元年9月30日
国民健康保険税	第3期	
介護保険料	第6期	
後期高齢者医療保険料	第3期	
町県民税	第3期	令和元年10月31日
国民健康保険税	第4期	
介護保険料	第7期	
後期高齢者医療保険料	第4期	

暮

暮らしを支える税を学ぼう

7月9日、10日に古座中学校、明神中学校でそれぞれ租税教室を実施しました。

当日は、役場職員が講師となって授業を行い、DVDやクイズを通して、暮らしを支える税の大切さについて生徒たちと一緒に考えました。

生徒たちは、クイズや1億円の模擬紙幣の重さ体感などを楽しみながらも、真剣に授業に取り組み、税の使い道や租税の意義・役割について、より理解を深めています。

【住民生活課 税務班】



租税教室の様子

古

古座川をおおそうじ

7月7日、毎年恒例のクリーンキャンペーン「古座川のおおそうじ」を実施しました。

当日は心配されていた天候にも恵まれ、町内各地区の皆様をはじめ、ほたん荘、高瀬会、みくまの農協明神支所、和歌山トヨタ自動車株式会社の皆様のおかげで、約1トンのゴミを回収することができました。

今後とも古座川の美しい自然を守るためのご協力をお願いします。ありがとうございました。

【住民生活課 住民班】



みんなで協力しておおそうじ



町の取り組み・出来事

地域おこし協力隊通信

春はコサメ、夏は鮎、秋からは海でメバルやイカ……。縁あって10年程、毎週のようにこの地域へ通っていました。そして、平成30年4月に七川地域担当の地域おこし協力隊として着任いたしました。6月号にて紹介いただきました、小山さんと一緒に【過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業】に携わっています。主に事業拠点である夏目商店の整備・運営、地域外での特産品の販売、地域へ人を呼び込むための体験メニューの企画などを行っています。柚子の収穫体験やコサメ釣り教室には遠方からも多数の参加者がありました。今後も豊かな自然を活かして、七川だけでなく各地域と連携し全体で盛り上がれるような地域おこしが出来ればと考えています。

七川ふるさとづくり
協議会

地域おこし協力隊
太田 浩二 さん



地域おこし協力隊全国サミットの様子



ボランティア教室の紹介

食推コーナー

7月11日開催のボランティア教室のレシピを紹介します。

【キーマカレー】

<材料> 3人分

- ・ごはん ・トマト1個 ・なす1本 ・ズッキーニ1/2本
- ・合い挽き肉100g ・カレールウ2片 ・サラダ油大さじ1
- ・すりおろしたにんにく、しょうが 小さじ1/2
- ～トッピング～ ・枝豆 ・オクラ ・茹で卵

<調理法>

- ①なす、ズッキーニ、トマトのヘタを切り落とし、2cmの角切りにする。
- ②カレールウをみじん切りにする。
- ③フライパンに油を入れ、にんにく、しょうがを中火にかけ、香りが立ったらひき肉を加える。
- ④ひき肉の色が変わったら①を加え全体に火が通るまで加熱し、カレールウを加える。
- ⑤全体になじんだら火からおろし、お皿に盛ったごはんにかけ、枝豆や茹でたオクラをちらし、輪切りにした卵を飾る。

キーマカレーは、煮込む工程がなく短時間で調理ができ、食欲をそそられるおすすめの夏野菜レシピです。



廣西先生の 健 康寄席



第十五回 高血圧がなぜ悪いの？

日本では約2～3割の方が高血圧症です。年齢と共に血圧が上がりますので、高齢化地域では、高血圧の方がさらに多いかもわかりません。昔は年齢に90を足した値が正常などと言いましたが、現在では、高血圧の他に病気がない場合、75歳未満であれば血圧は130/80mmHg未満にすべきだとされています。高血圧の基準は140/90mmHg以上ですが、130～139/80～89mmHgの正常と高血圧の間（高値血圧）でも動脈硬化疾患のリスクは上昇します。また、合併症（高血圧以外の病気）がある場合の目標値は、冠動脈疾患（狭心症、心筋梗塞など）の方や、尿蛋白が陽性の慢性腎臓病の方、糖尿病の方で130/80mmHg未満とし、75歳以上の高齢者、蛋白尿陰性の慢性腎臓病の方、脳卒中（脳梗塞や脳出血）を起こしたことのある方では140/90mmHg未満です。よく「なぜ症状もないのに血圧を下げる必要があるのか？」という質

問がありますが、高血圧があると血管に常に負担をかけ、血管の壁が傷ついたり固くなったりし、動脈硬化の状態を引き起こします。すると、脳梗塞、脳出血、くも膜下出血などの脳卒中をおこしたり、心筋梗塞、狭心症などの冠動脈疾患（いわゆる心臓発作）のリスクが高くなります。特に、男性の場合は上の血圧が10mmHg高くなると、心筋梗塞や狭心症が約15%も増えるそうです。また血圧が高いと腎臓に過剰な負担がかかってしまい、血液の浄化がうまくいかなくななり、透析が必要になる場合もあります（慢性腎不全）。

血圧を下げる薬はたいへん進歩しています。病気の予防という意味で、高血圧の治療は最も恩恵を得られるところです。症状がないからといって放置せず、血圧が高い方は是非医師に相談していただきたいと思います。

【健康福祉課 健康班】

